

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業

茶等工芸農作物及びいも類等甘味資源作物関係

平成31年

公益財団法人日本特産農産物協会

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業

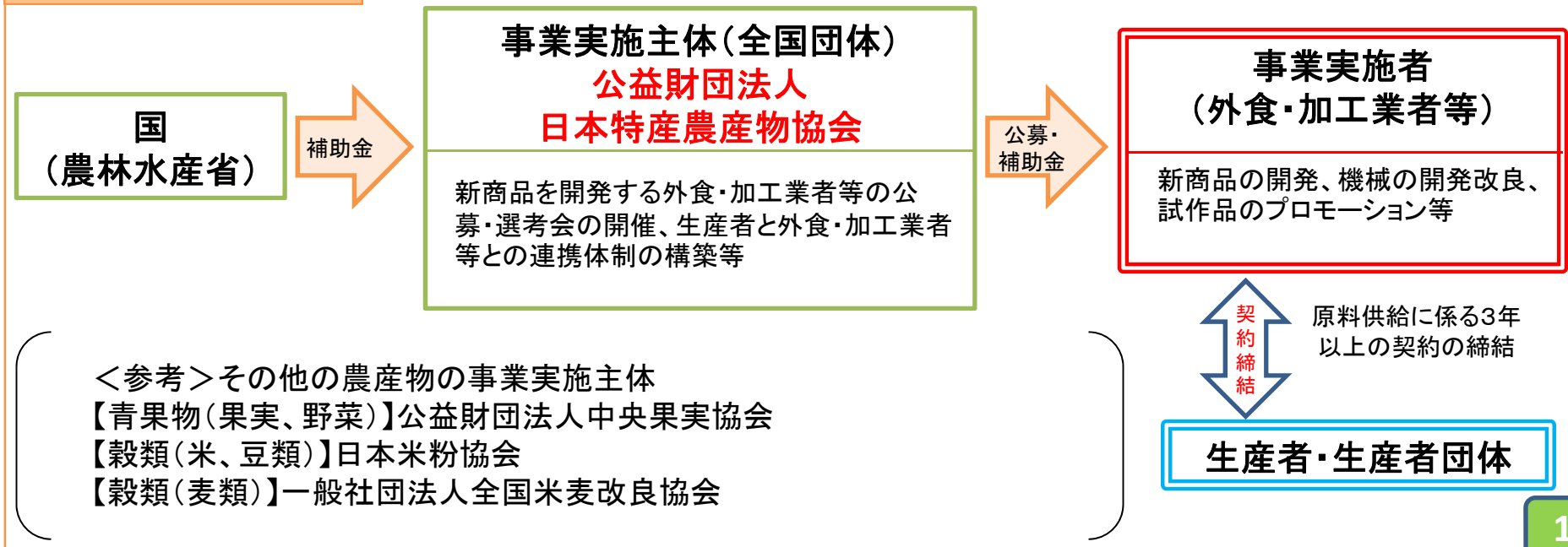
国産農産物の輸出等需要フロンティアの開拓を図るため、**産地と複数年契約を締結する外食・加工業者等**に対し、国産農産物等を原材料とした新商品の開発等の取組に支援。

対象農産物

青果物(野菜、果実)、**茶等工芸農作物(茶、こんにゃくいも等)**、穀類(米、麦類、豆類等)、**いも類等甘味資源作物(かんしょ、ばれいしょ、さとうきび、てん菜等)**及びこれらを主な原料とする加工品(米粉、砂糖、でん粉等)



支援スキーム



事業内容① ～全国団体としての取り組み～

新商品を開発する外食・加工業者等の**公募・選考会**の開催、外食・加工業者等と生産者等の**マッチング**、**新商品開発に係る技術指導**等を実施

| 事業内容 | 補助率 |
|------------------------------------|-----|
| ・全国推進会議の開催 | 定額 |
| ・新商品の開発に取り組む外食・加工業者等の公募・選考会(採択)の開催 | 定額 |
| ・新商品の開発に取り組む外食・加工業者等と生産者・団体とのマッチング | 定額 |
| ・新商品の開発に取り組む外食・加工業者等への専門家による助言・指導 | 定額 |
| ・外食・加工業者等が開発した試作品の試食会、商談会の開催 | 定額 |



(公募・選考会及びマーケティング・検討会・商談会の開催)



(専門家の派遣)

※補助対象経費

会場借料、会場設営費、通信運搬費、借上費、印刷製本費、広告・宣伝費、情報発信費、資料購入費、原材料費、消耗品費、委員旅費、調査旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、備品費、雑役務費(手数料、印紙代、社会保険料、通勤費)

事業内容② ～事業実施者(外食・加工業者等)への支援～

国産農産物を活用した新商品の開発のための**ニーズ調査**、**新商品の開発**、新商品の製造に必要な**機械の開発・改良**等を支援。

| 事業内容(補助対象経費) | 補助率 |
|--|-------|
| ・新商品の開発のための検討会の開催(会場借料、謝金、委員旅費、資料印刷費等) | 定額 |
| ・ 新商品の開発に必要な試作 (※)、開発・改良した機械を用いた試作品の製造、試作品に係るパッケージの開発等(原材料費、分析経費、パッケージ開発経費等) | 定額 |
| ・試作品の評価検討会の開催(会場借料、謝金、委員旅費、資料印刷費等) | 定額 |
| ・新商品の製造に必要な機械・貯蔵用機械・販売用機械の改良(保有機械の改良経費) ・新商品の製造に必要な機械・貯蔵用機械・販売用機械の開発・改良(開発・改良経費) ・開発・改良した機械の導入(購入費又はリース費(機械の貸付主体を通じた助成)) | 1/2以内 |
| ・試作品のPRのためのパンフレット等の作成(印刷費等) | 定額 |
| ・試作品の試食会、商談会等の開催(会場借料、試食品の原材料費、資料印刷費等) | 定額 |
| ・新商品の原料原産地表示に向けた検討会の開催(会場借料、資料印刷費、謝金等) | 定額 |
| ・情報の発信(情報発信費、役務費等)(いも類等甘味資源作物に限る) | 定額 |
| ・新商品の原料原産地表示に必要な自動ラベル貼付機器等のリース(リース費(機器の貸付主体を通じた助成)) | 1/2以内 |

※茶等工芸農作物では必須。いも類等甘味資源作物では「情報の発信」を実施する場合には必須ではない。

○補助対象経費

会場借料、会場設営費、通信運搬費、借上費、印刷製本費、広告・宣伝費、情報発信費(**いも類等甘味資源作物に限る**)、資料購入費、原材料費、消耗品費、委員旅費、調査旅費、謝金、委託費、役務費、備品費、雑役務費(手数料、印紙代)、整備費

○試作品や試作品の商品説明資料(パンフレット等)は、販売することはできません。

事業実施者(外食・加工業者等)の要件

1

外食・中食・加工業者等
又は外食・中食・加工業
者等と行政等により構成
する協議会※1であること



2

国産農産物を活用した**新規性のある商品の開発、製造及び販売を行う事業者**であること。



3

安定的に国産農産物を原料として供給することができる能力のある複数の生産者※2又は生産者団体と**原材料の供給契約を締結**※3すること。



4

本事業で開発した商品は、**商品の包装等に国産農産物を使用している旨を表示**すること。



5

【成果目標】

事業実施年度の**5年後**
(目標年度は平成34年)
に取り扱う国産農産物の使用量を10%以上増加させること。



※1 都道府県又は市町村が構成員となっており、本事業の実施に必要な指導及び協力が確実に得られること。

※2 契約を締結する生産者は、当該地域の1戸当たりの平均作付面積を超える者又は今後3年間でこれを超える計画を有する者とする。

※3 原材料の供給契約は、事業実施年度の翌年度から3年以上の期間とし、本事業の実施年度中に締結すること。

事業イメージ

【原料供給契約】【成果目標】



よくある質問

Q1 新商品とはどのようなものを指すのですか。

A 自社でこれまで製造・販売していない新規性のある商品(パッケージの変更や商品の形状の変更等を除く)で、国産農産物を原料としていることをPRできる特徴的な商品づくりが重要と考えています。
なお、1次加工品を開発する場合は、最終商品が販売される見込みがあるものに限りです。

Q2 開発する商品は、食品以外(化粧品、糊等)も対象となるのですか。

A 本事業では、国産農産物の特徴を生かした飲食料品を開発することを目標としているため、飲食料品用途への商品開発以外は事業対象としていません。

Q3 開発した試作品のプロモーションは、どのような経費が助成対象になりますか。

A 試作品のPRパンフレット等の作成、雑誌等への広告掲載や実需者・消費者等を対象とした試食会・商談会等の開催経費等が助成対象になります。
なお、開発した試作品が商品化できた後の、商品としての販売のためのプロモーション(商品名や価格を記載したパンフレット、テレビCM等)は助成対象にはなりません。

Q4 新商品を製造・販売するために、既に販売されている機械は導入・設置できるのですか。

A 既に販売されている機械はリース方式による導入や購入設置することはできません。
なお、試作品を製造するために必要な機械を、事業実施期間中に借りの場合(レンタル)は、賃借料が助成対象となります。

Q5 開発・改良した機械は導入・設置できますか。

A 新商品の製造等に必要な機械を開発・改良した場合、1事業者当たり各1件をリース方式による導入又は購入設置をすることができます。

Q6 輸出向けの新商品を開発する場合、どのような配慮があるのですか。

A 輸出向けを含む事業計画の場合は、事業実施計画の審査の際に、輸出ポイントを付加し採点することとしています。
なお、補助対象経費は、事業実施計画の内容(海外での販売の可能性の可否等)を確認のうえ決定されます。

Q7 開発した商品が売れない場合、製造を中止しても良いのですか。

A 需要の変化による売上の減少等のやむを得ない事情により、本事業で開発した商品の製造を中止する場合は、国産農産物を活用した新規性のある代替商品の製造を行うとともに、成果目標(事業実施年度の5年後に取り扱う国産農産物の使用量を10%以上増加)の達成に向けて取り組んでください。